

仕様書

1. 件名 タクシーの利用契約

2. 契約期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3. 契約単価

近畿運輸局長認可運賃及び料金

4. 請負にあたっての条件

- ・近畿運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可並びに運賃及び料金の認可を受け、営業区域が「和歌山県有田市、御坊市、有田郡、日高郡（みなべ町を除く）」であること。
- ・料金後払いチケットが使用できること。
- ・本役務契約に係る事務手数料がかからないこと。
- ・タクシーチケットは請負者の負担において作成すること。
- ・発注者から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に納入可能なこと。

5. 契約内容

- ①発注者が配車を申し込んだときは、指定した台数、時間および場所にタクシーを配車する。
- ②タクシーを使用し下車する際、利用者が乗車券に乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等を正確に記入し、請負者の乗務員に手渡す方法によりタクシーを利用する。
- ③②に定める乗車走行料金について乗車券に記入する金額は、車両に備え付けの料金メーターに表示された金額とする。
- ④請負者は利用者が使用した乗車券の利用枚数を月の末日で締め切り、乗車券に記載の金額を集計し乗車券及び請求明細書を添付して、発注者に提出する。
- ⑤その他、本仕様書に記載されていない事項については、請書及び発注者と請負者との協議により実施することとする。

6. 料金後払いチケットの納入場所

独立行政法人国立高等専門学校機構和歌山工業高等専門学校総務課財務管理係

申 込 書

平成 2 9 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
和歌山工業高等専門学校  
契約担当役 殿

住 所  
氏 名

契約件名：タクシーの利用契約

公募期間：平成 2 9 年 3 月 1 日～平成 2 9 年 3 月 2 1 日

参加条件	回答
近畿運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可並びに運賃及び料金の認可を受け、営業区域が「和歌山県有田市、御坊市、有田郡、日高郡（みなべ町を除く）」であること。	可 ・ 非
料金後払いチケットが使用できること。	可 ・ 非
本役務契約に係る事務手数料がかからないこと。	可 ・ 非
タクシーチケットは請負者の負担において作成すること。	可 ・ 非
発注者から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日を含む 3 営業日以内に納入可能なこと。	可 ・ 非

添付書類：

- ① 近畿運輸局長が発行する一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可書の写し
- ② 近畿運輸局長が発行する一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可書の写し